令和９年度守谷市スクールバス運行業務委託　募集要項

１　業務名

令和９年度守谷市スクールバス運行業務委託

２　目的

特定地域選択制度の導入に伴い、特定地域（守谷市松並青葉）に居住する児童の通学負担の軽減と利便性の向上に資するようスクールバスにより児童の送迎を行う業務について、守谷市が抱える課題に対応し、より効率的、効果的にその目的を達成するために、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者に業務委託することにより、費用対効果の高い事業を執行することを目的として、その業務を委託する事業者を選定する。

３　業務内容

別紙「令和９年度守谷市スクールバス運行業務委託　仕様書」を基本とし、詳細は、提案内容に基づき、契約締結交渉において決定する。

４　選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

５　応募条件等

法人その他の団体であって、次のいずれも満たしていること。

（１）守谷市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

（２）茨城県内に本社、支店又は営業所等を有していること。

（３）道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第４条又は第４３条第１項に規定する許可を現に受けている又は受ける見込みであること。

（４）本委託業務に類似する業務の受託実績（次のアからウまでの全てに該当するもの）があること。

ア　バス車両（所有権の帰属がいずれであるかは問わない。）を使用し、受注者の管理の下、一定の者を乗車させ、一定の区間を反復継続して送迎を行うことを内容とした委託業務であるもの

イ　令和２年４月１日以降に履行期間の始期を迎えたもの（契約更新によるものを含む。）

ウ　履行期間が６か月以上であるもの

（５）委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。

（６）次のいずれにも該当しないこと。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する団体等

イ　守谷市から指名停止措置を受けている団体等

ウ　国税、地方税を滞納している団体等

エ　手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善されない団体等

オ　差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない団体等

カ　破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて、申立て（債権者が申立てを行った場合を除く。次のキにおいて同じ。）がなされた団体等

キ　会社更生、民事再生の手続きについて、申立てがなされ、この手続きが終了していない団体等

ク　次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している団体等

（ア）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に該当する者）

（イ）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９２条の２、第１４２条、第１６６条、第１８０条の５第６項に該当する者

ケ　守谷市長等の政治倫理に関する条例（平成３０年守谷市条例第２４号）第２条第７号に規定する市長等関係団体及び守谷市議会議員の政治倫理に関する条例（平成１１年守谷町条例第３７号）第５条第１項に規定する法人等

６　応募の方法

（１）募集要項等の配布

ア　配布期間

令和８年１１月９日（月）から令和８年１１月２７日（金）まで

イ　配布方法

守谷市役所学校教育課（「１３　担当課」を参照。以下同じ。）の窓口での受け取り又は守谷市ホームページからダウンロードする。

（２）応募の方法

本要項に基づく業務委託先の選定に応募しようとする者（以下「企画提案者」という。）は、「（３）提出書類」に掲げる書類一式を、次のとおり提出すること

ア　提出方法　守谷市役所学校教育課窓口で提出する。

イ　受付期間　令和８年１２月１日（火）から令和８年１２月１１日（金）まで

ウ　受付時間　午前９時から午後４時まで
※正午から午後１時までの時間帯は除く。

エ　提出部数　正本１部、副本６部
※書類は分散しないよう綴じ紐やホチキス等で綴じて提出すること。
※副本は、複写機による写しでも可とする。

（３）提出書類

応募に係る提出書類（以下「企画提案書等」という。）は、次のとおりとする。提出書類はすべて、日本産業規格Ａ４判の規格を使用すること。なお、該当する書類を作成していないときは、それに代わる書類を添付すること。

ア　令和９年度守谷市スクールバス運行業務委託企画提案書（様式第１号）
※「（４）守谷市における課題と守谷市が想定する対応案」を踏まえた上で、「（５）提案内容」アからクまでに掲げる提案を全て記載する

こと。

イ　事業計画書（様式第２号）

ウ　企画提案に係る見積書（任意様式）

※消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を記入すること。

エ　一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可書の写し（許可を受ける見込みである場合には、その旨を記載した申立書）

オ　企画提案者の経営状況等財務の状況を明らかにする書類（過去３か年度における収支計算書、貸借対照表、損益計算書及び財産目録等）

カ　国税及び地方税の納税証明書（令和８年１１月２日以降に交付されたもので、税を滞納していないことがわかる書類）

※納税義務がない場合は、その旨の理由を記した申立書（任意様式）を添付すること。

キ　印鑑登録証明書（法人にあっては法人のもの、その他の団体にあっては代表者個人のもの）

ク　委託業務に類似する業務の受託実績が分かる契約書及び仕様書等の写し

※最大３件までとし、国、地方公共団体又は公共法人（法人税法（昭和４０年法律第３４号）別表第１に掲げるもの）の発注に係る履行実績がある場合、そちらを優先して添付すること。

ケ　業務に使用するバスの規格等が確認できる書類の写し（車検証の写し等）

コ　企画提案者の概要が分かる資料（会社案内等）

（４）守谷市における課題と守谷市が想定する対応案

ア　学校行事、悪天候時の対応

学校行事や天候の影響により、学校の登下校時刻に変更が生じるとスクールバスの運行時刻の変更も必要になる場合がある。特に、悪天候時において突発的に登下校時刻の変更や増便を要する場合に備え、年間契約に加え、臨時運行便用の単価契約を締結することを想定している。

イ　児童への対応

利用児童の増加に伴い、児童間トラブルや安全管理上の課題が見込まれる。安全かつ確実な運行を担保する観点から、添乗員等の乗務員には児童との接し方や配慮に関して一定の知識・技能を持ち合わせていることが望ましいと考えている。

ウ　交通状況の影響

本業務の発着地である松並青葉地区は、関東鉄道常総線の東側に位置し、御所ケ丘小学校に向かうスクールバスについては、交通状況によって大幅に遅延することがある。

これに対応するため、登下校ルートは、通常運行ルートのほか、事故渋滞発生時の迂回ルートを設定し、交通状況に応じた柔軟なルート変更を行うことを想定している。

（５）提案内容

ア　業務に使用するバスの規格、台数等に係る提案

業務に使用するバスの規格、台数及び特徴等について具体的に記載し、提案すること。座席数や児童の安全確保のための装置等についても具体的に記載すること。

イ　送迎時のスクールバス運行ルートに係る提案

児童の安全で確実な送迎のため、送迎に要する時間や運行時の交通状況等を調査し、使用するルート及び事故等渋滞発生時の迂回ルートを提案すること。御所ケ丘小学校ルート及び郷州小学校それぞれで提案すること。

ウ　悪天候時等の突発的な増便対応に係る提案（重点事項）

悪天候時における突発的な時間変更や増便への対応について、計画的な配車にとどまらず、当日の状況に応じて確実に対応できる仕組みを提案すること。車庫の立地や確保している運転手の員数、平日の連絡体制などを踏まえ、変則的な日課や突発的な事態においてもスムーズな配車が可能な体制について具体的に記載し、提案すること。

エ　運転業務従事者の研修に係る提案

送迎業務の確実な実施のため、運転業務等従事者（運転手及び添乗員をいう。以下同じ。）に対する研修実施計画や、運転業務等従事者の健康管理及び労働条件等について具体的に記載し、提案すること。

オ　安全管理体制に係る提案（重点事項）

送迎業務の確実な実施のため、交通事故の防止のためのソフト面及びハード面の取組や、日常の車両点検、代替車両の確保等について、具体的に記載し、提案すること。

カ　緊急時の対応に係る提案

交通事故発生時、気象警報発表時又は災害発生時等の児童の安全確保や関係機関との連携、事前のマニュアル整備等について、具体的に記載し、提案すること。

キ　契約方法に係る提案

学校の行事（休日の実施を含む。）や悪天候に合わせた運行時刻変更等のバス運行の柔軟性を確保しつつ、全体的に見て経済的に契約を行うための契約方法及びその金額について、具体的に記載し、提案すること。

ク　スクールバス運行業務と学校行事等に係るバス運行業務の一体的な契約に関する提案

当市では、スクールバスの運行業務とは別に、学校行事等における児童生徒の輸送手段としてのバス運行契約を締結しているが、今後、両業務を一体的に契約することを検討している。

今回の業務委託は、スクールバスの運行業務を対象とする単年度契約となるが、次年度以降に両業務を一体的に契約する場合を想定し、契約の方法や業務の実施体制について、具体的に記載し、提案すること。

ケ　その他の提案

アからクまでのほか、本業務の目的を効率的、効果的かつ経済的に達成するために特に提案すべき事項がある場合、具体的に記載し、提案すること。

７　質問の受付及び回答

企画提案書等の提出にあたり、本要項の内容に疑義がある場合、次のとおり質問を受け付ける。質問は、企画提案者自らが行うものとし、回答は、質問者の名前を伏せて市ホームページへ掲載する。

受付期間：令和８年１１月２５日（水）　午後５時まで

質問方法：「質問書（様式第３号）」を、電子メールにより守谷市役所学校教育課宛（gakkou@city.moriya.ibaraki.jp 宛）に提出する。電話又は窓口での口頭による質問は受け付けない。

回答方法：守谷市ホームページに質問者の名前を伏せ、質問内容及び回答を随時掲載する。掲載期間は、令和８年１２月１１日（金）までとし、質問した企画提案者への直接の回答は行わないものとする。

８　審査の方法

第一次審査（書類審査）と第二次審査（プレゼンテーション等）により審査をする。第二次審査は、全企画提案者を対象として次の日程等で実施する。

（１）日　時　令和９年１月８日（金）（時間は個別に通知）

（２）場　所　守谷市役所（会場は個別に通知）

（３）その他　参加者は３名までとする。
パソコン等を使用する場合には、各自持参すること。
プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、事前に担当課と調整をすること。

審査は、審査者が、提出書類及びプレゼンテーション等の内容を基に次の審査項目ごとに審査し、有効としたもののうち、点数の高い企画提案者から順位付けを行う。

審査項目		配点	審査事項
１	財務状況	１０点	過去３か年度分の決算等の状況
２	事業実績	１０点	委託業務の受託実績
３	運行体制	３５点	業務に使用するバスの規格等、児童送迎時の運行ルート、学校行事・悪天候時などの柔軟な対応、運転業務従事者の研修計画等
４	安全管理体制	２０点	事故防止対策 車両管理及び点検の計画等
５	緊急時の対応	１０点	事故発生時及び気象警報発表時等の対応 学校との連携その他の緊急時の対応等
６	見積金額及び契約方法	１５点	休日運行、運行時刻変更等の契約における柔軟性 費用対効果、経済性等
合計		１００点	

９　結果の通知

審査の結果は令和９年１月中旬（予定）に各企画提案者へ通知する。また、点数が最も高かった企画提案者の名前について、守谷市議会への報告を経て守谷市ホームページにおいて公表する。

なお、審査の結果について、結果通知前の問合せ等は一切受け付けないものとし、審査の結果に対する異議等は認めないものとする。

また、結果通知後において、企画提案者から問い合わせがあった場合には、当該企画提案者の順位及び点数については公開をするものとするが、その他の企画提案者に関する情報については公開しないものとする。

１０　委託契約の締結

審査の結果、点数が最も高い企画提案者を優先交渉権者とし、契約締結交渉を行う。当該交渉の結果、合意に達した場合は、提案内容に基づいて仕様書等を一部修正した上で、速やかに委託契約の手続きを開始し、契約を締結する。当該交渉が不調のときは、次に得点の高い企画提案者から順に契約締結交渉を行い、合意に達した企画提案者と契約を締結する。

１１　スケジュール

（１）募集	
募集要項配付	令和８年１１月　９日（月）から 令和８年１１月２７日（金）まで
募集に関する質問受付	令和８年１１月　９日（月）から 令和８年１１月２５日（水）まで
質問の回答の公表 ※随時ホームページで公表	令和８年１１月　９日（月）から 令和８年１２月１１日（金）まで
企画提案書等の受付	**令和８年１２月　１日（火）から 令和８年１２月１１日（金）まで**
（２）審査	
第一次審査（書類審査） ※企画提案者の出席は不要	令和８年１２月２３日（水）
第二次審査（プレゼンテーション等）	**令和９年　１月　８日（金）**
（３）優先交渉権者の決定	令和９年　１月１２日（火）以降
（４）結果の通知	令和９年　１月中旬（予定）
（５）契約の締結	**令和９年１月中旬～下旬（予定）**
（６）送迎準備の開始	契約日の翌日から
（７）児童送迎の開始	令和９年　４月　１日（木）

１２　その他

ア　提出された企画提案書等は、返却しない。また、企画提案書等に補正がある場合は、受付期間内に限りその内容を変更又は修正することができるが、受付期間終了後の変更又は修正は認めない。

イ　審査の過程で、企画提案書等に疑義等が生じた場合は、追加の資料提出を依頼する場合があること。

ウ　提出された企画提案書等に虚偽の記載又は不正があった場合は、失格とする。

エ　応募に係る費用は、企画提案者がすべて負担すること。

オ　提出された企画提案書等は、審査に伴う作業で必要な範囲内で、複製する場合があること。

カ　企画提案書の提出後に、応募を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

キ　企画提案者は、本件公募に係る審査員と、本件公募に関する接触をすることを禁じる（本件公募に関する質問、現地調査等の正当な行為を除く。）。
審査員との接触事実が認められた場合には、失格とすることがある。

ク　提出された企画提案書等は、情報公開の請求により開示する場合がある。

１３　担当課

守谷市役所（守谷市教育委員会事務局）　学校教育課
〒３０２－０１９８　茨城県守谷市大柏９５０番地の１
TEL：０２９７－４５－１１１１　内線２８３
FAX：０２９７－４５－５７０３
E-mail：gakkou@city.moriya.ibaraki.jp
ホームページ：https://www.city.moriya.ibaraki.jp

様式第１号

令和　　年　　月　　日

守谷市長　松丸　修久　宛て

所 在 地
申込者名
代表者名　　印
担当者名
連 絡 先

令和９年度守谷市スクールバス運行業務委託企画提案書

令和９年度守谷市スクールバス運行業務委託に係る企画提案者の募集に応募したいので、関係書類を添えて申込いたします。

なお、申込にあたり、次のアからケまでのいずれにも該当しないことを申立ていたします。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する団体等

イ　守谷市から指名停止措置を受けている団体等

ウ　国税、地方税を滞納している団体等

エ　手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善されない団体等

オ　差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない団体等

カ　破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて、申立て（債権者が申立てを行った場合を除く。次のキにおいて同じ。）がなされた団体等

キ　会社更生、民事再生の手続きについて、申立てがなされ、この手続きが終了していない団体等

ク　次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している団体等

（ア）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に該当する者）

（イ）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９２条の２、第１４２条、第１６６条、第１８０条の５第６項に該当する団体等

ケ　守谷市長等の政治倫理に関する条例（平成３０年守谷市条例第２４号）第２条第７号に規定する市長等関係団体及び守谷市議会議員の政治倫理に関する条例（平成１１年守谷町条例第３７号）第５条第１項に規定する法人等

注：代表者欄には、法人にあっては法人の印鑑登録印を、その他の団体にあっては代表者個人の印鑑登録印を押印し、その証明書を添付すること。

様式第２号

事　業　計　画　書

１　申込者の概要

名称			
代表者氏名		設立年月日	
所在地	〒		
電話番号		FAX番号	
E-mail			
ホームページ			

２　委託業務に類似する業務の受託実績

契約先	契約期間	主な事業内容
	R．． ～R．．	

３　企画提案に係る事業計画　※別紙による添付も可

（１）運行体制に係る提案

ア　業務に使用するバスの規格、台数等
イ　送迎時のスクールバス運行ルートに係る提案
【御所ケ丘小学校ルート】

【郷州小学校ルート】

ウ　悪天候自答の突発的な増便対応に係る提案

エ　運転業務従事者の研修、健康管理及び労働条件に係る提案

オ　その他運行体制に係る提案

（2）安全管理体制に係る提案

（3）緊急時の対応に係る提案

（4）契約方法に係る提案

（5）スクールバス運行業務と学校行事等に係るバス運行業務の一体的な契約に関する提案

（6）その他提案事項

様式第３号

質問書

守谷市役所学校教育課　宛て

令和　　年　　月　　日

法人等名				
質問者	役職・氏名		所属	
	連絡先			
質問内容				